

## 新潟県介護人材確保支援事業移住支援金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県（以下「東京圏」という。）から新潟県内に移住し、かつ新潟県内で就業した者に対し、予算の範囲内において移住支援金を交付するものとし、その交付に関しては、新潟県補助金等交付規則（昭和32年新潟県規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (交付金額)

第2条 移住支援金の金額は、世帯（単身を除く。以下同じ。）の申請の場合にあっては50万円、単身の申請の場合にあっては30万円とする。

### (対象者要件)

第3条 介護職員、生活相談員又は介護支援専門員として介護サービス施設・事業所に就業（予定を含む。）する者で、次の(1)及び(2)の要件に該当（世帯の申請をする場合にあっては、かつ(3)の要件に該当）する者を対象とする。

#### (1) 移住等に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

##### ア 移住元に関する要件

新潟県内に移住する直前に東京圏に在住していた又は東京圏に在住していること。

##### イ 移住先に関する要件

(ア) 令和5年3月16日から令和6年4月1日までの期間に新潟県内に移住した又は移住する見込みであること。

(イ) 新潟県内に移住した日（以下「移住日」という。）から1年以上継続して新潟県内に居住する意志を有していること。

##### ウ その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 新潟県への移住・就業に関する新潟県の他の支援金の支給を受けたことがなく、かつ受ける予定がないこと。

(イ) 新潟県介護福祉士等修学資金貸付事業に基づく貸付金を貸与されていないこと。

(ウ) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(エ) 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(オ) その他知事が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

#### (2) 就業に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 令和5年3月16日から令和6年3月15日までの期間に雇用された者又は同期間

中に内定を承諾した者であって令和6年4月1日までに雇用される見込みの者（以下「内定者」という。）であること。

イ 勤務地（内定者にあつては勤務予定地）が新潟県内に所在すること。

ウ 介護サービス施設・事業所等との直接雇用契約に基づく就業（内定者にあつては就業予定）で、1週間の所定労働時間が20時間以上であること。

エ ウの直接雇用契約に期間の定めがある場合は、当該期間が更新予定を含め1年未満で終了するものではないこと。

オ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

### (3) 世帯に関する要件

世帯の申請をする場合、次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。

イ 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。

ウ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、令和5年3月16日から令和6年4月1日までの期間に移住した又は移住する見込みであること。

エ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係の有する者でないこと。

### (交付の申請)

第4条 移住支援金の交付を受けようとする者は、令和6年3月15日までに、交付申請書（様式1）を知事に提出しなければならない。

2 前項の様式1には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 「新潟県介護人材確保支援事業移住支援金交付申請に関する誓約事項」及び「新潟県介護人材確保支援事業個人情報取扱い」（様式1別紙）

(2) 移住後及び移住元の住所が確認できる書類の写し及び就業先の就業証明書（様式2）又は就業証明書（様式2）の内容を確認できる就業先発行の書類

なお、世帯の申請をする場合にあつては、移住後及び移住元の住所が確認できる書類の写しは該当する世帯員分の記載があるものとする。

ただし、内定者であつて、新潟県内への移住及び新潟県内での就業が完了していない場合には、様式1別紙の誓約及び内定者であることが分かる書類の写しの添付をもってこれに代える。

(3) 採用職種が「生活相談員」又は「介護支援専門員」の場合は、資格を有していることが分かる書類の写し

(4) 申請者本人の写真付き身分証の写し

(5) 申請者本人名義の振込先口座が確認できる預金通帳又はキャッシュカードの写し

### (交付決定の通知)

第5条 知事は、前条第1項の申請があつたときには、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適当と認めるときは、交付決定通知書（様式3）により速やかに当該申

請者に通知する。

- 2 審査の結果、移住支援金の交付を不相当と認める場合又は予算上の理由等により移住支援金の交付が不可である場合も、その旨同様に申請者に通知する。

#### (交付申請内容の変更)

第6条 第4条第1項の規定による申請書の提出後に申請書の内容に変更が生じた場合は、交付申請内容変更届(様式4)に必要な書類を添えて、速やかに知事に届け出ること。

なお、届出が必要な期間は、交付申請書(様式1)に記載の就業(予定)先(以下「申請就業先」という。)で就業を開始した日から1年を経過する日までとする。

#### (移住支援金の交付)

第7条 知事は、交付決定を行った申請者に対し、交付決定後速やかに移住支援金の交付を行う。

#### (報告及び調査)

第8条 知事は、新潟県介護人材確保支援事業が適切に実施されたか等を確認するため、必要があると認めるときは、移住支援金の交付を受けた者に対し、交付に関する報告を求め、その報告に対し、調査を行うことができる。

#### (返還)

第9条 知事は、移住支援金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当したときは、移住支援金の全額又は一部の返還を請求する。ただし、災害、病気、介護等のやむを得ない事情があるものとして知事が認めた場合はこの限りではない。

- (1) 移住日から1年以上継続して新潟県内に居住しなかったとき。
- (2) 申請就業先を就業開始日から1年以内に退職したとき。

ただし、申請就業先の退職日から2か月以内に、第3条の要件を満たす別の就業先へ介護職員、生活相談員又は介護支援専門員として再就職する場合はこの限りではない。

- (3) 規則及び本要綱の規定に違反し又は該当しなくなったとき。
- (4) 虚偽の内容で申請したことが判明したとき。

#### (その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し、必要な事項は知事が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和2年12月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月2日から施行し、同日付けで適用する。

ただし、令和3年3月31日以前に交付決定を受けた支援金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、同日付けで適用する。

ただし、令和4年3月31日以前に交付決定を受けた支援金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、同日付けで適用する。

ただし、令和5年3月31日以前に交付決定を受けた支援金については、なお従前の例による。

様式1（第4条関係）

新潟県介護人材確保支援事業移住支援金交付申請書（兼実績報告書）

令和 年 月 日

新潟県知事 様

新潟県介護人材確保支援事業移住支援金交付要綱第4条第1項の規定により、移住支援金の交付を申請します。

1 申請者

フリガナ		性別	生年月日
氏名			年 月 日
現住所	〒		
電話番号 （※1）		移住した日 （※2）	年 月 日
メールアドレス			

（※1）日中確実に連絡が取れる連絡先を記入 （※2）新潟県内への移住が完了している方のみ記入

2 世帯区分（該当する欄に○を付けてください。）

<input type="checkbox"/>	単身		
<input type="checkbox"/>	世帯 （2人以上）	同時に移住した家族の人数 （申請者を除く。）	人

3 移住する前の住所（新潟県内への移住が完了している方のみ記入）

住所	〒
----	---

4 就業（予定）先

施設名		就業開始（予定）年月日
所在地	〒	年 月 日
採用職種 （該当するものに○）	介護職員 ・ 生活相談員 ・ 介護支援専門員	

5 支援金振込先（※申請者本人の名義口座を振込先としてください。）

金融機関名		本支店名	
預金種別	普通 ・ 当座		
(フリガナ)			
口座名義人			
口座番号			(左詰で記入してください。)

6 添付書類

(1) 県内への移住・就業が完了している方

- 様式1別紙（誓約書及び個人情報取扱い同意書）
- 様式2（就業証明書）又は様式2（就業証明書）の内容を確認できる就業先発行の書類
- 申請者本人の写真付き身分証明書（※3）の写し（例：運転免許証などでマイナンバーの記載のないもの。）
- 移住後及び移住元の住所が確認できる書類（※4）の写し（例：住民票などでマイナンバーの記載のないもの。）
- 「4 就業（予定）先」で選択した採用職種が生活相談員及び介護支援専門員の場合、資格を有していることが分かる書類の写し
- 申請者本人名義の振込先口座が確認できる預金通帳又はキャッシュカードの写し

(2) 県内への移住・就業が完了していない方

- 様式1別紙（誓約書及び個人情報取扱い同意書）
- 申請者本人の写真付き身分証明書（※3）の写し（例：運転免許証などでマイナンバーの記載のないもの。）
- 現住所（東京圏内）が確認できる書類（※4）の写し（例：住民票などでマイナンバーの記載のないもの。）
- 「4 就業（予定）先」を証明できる書類の写し（例：内定通知書など。）
- 「4 就業（予定）先」で選択した採用職種が生活相談員及び介護支援専門員の場合、資格を有していることが分かる書類の写し
- 申請者本人名義の振込先口座が確認できる預金通帳又はキャッシュカードの写し

（※3）外国人の場合は在留カード等の写し

（※4）「世帯」の申請をする場合は、世帯員分の記載のあるもの。

### 新潟県介護人材確保支援事業移住支援金交付申請に関する誓約事項

- 1 新潟県介護人材確保支援事業移住支援金に関する報告及び調査について、知事から求められた場合には、それに応じます。
- 2 新潟県への移住・就業に関する新潟県の他の支援金の支給を受けたことがなく、かつ受ける予定はありません。
- 3 新潟県介護福祉士等修学資金貸付事業に基づく貸付金を貸与されていません。
- 4 申請者及び申請者以外の世帯員は、暴力団員による不正な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団に関与していません。
- 5 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有する者に該当します。
- 6 移住日から 1 年以上継続して新潟県内に居住する意志を有しています。
- 7 上記 1～6 以外の項目についても、新潟県介護人材確保支援事業移住支援金交付要綱第 3 条に定める対象者要件を満たしています。
- 8 新潟県介護人材確保支援事業移住支援金交付要綱第 9 条に定める事項に該当したときは、移住支援金の全額又は一部を返還します。

#### 【申請時点で新潟県内への移住・就業が完了していない場合】

- 9 交付申請書に添付ができない下記書類を、令和 6 年 4 月 30 日までに知事に追加提出します。
  - (1) 東京圏から新潟県内へ移住した事実が確認できる書類の写し（例：住民票などでマイナンバーの記載のないもの。）
  - (2) 様式 2 「就業証明書」又は様式 2 「就業証明書」の内容を確認できる就業先発行の書類

### 新潟県介護人材確保支援事業個人情報の取扱い

知事は、新潟県介護人材確保支援事業の実施に際して得た個人情報について、新潟県が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、知事は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

上記「新潟県介護人材確保支援事業移住支援金交付申請に関する誓約事項」について誓約し、「新潟県介護人材確保支援事業個人情報の取扱い」について同意します。

令和 年 月 日 申請者（署名）

（※必ず申請者本人が自署してください。）

様式2（第4条関係）

新潟県介護人材確保支援事業移住支援金就業証明書

令和 年 月 日

新潟県知事 様

勤 務 者 名	
採用職種採用 (該当するものに○)	介護職員 ・ 生活相談員 ・ 介護支援専門員
勤務先事業所等名	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
就業開始年月日	令和 年 月 日
雇 用 形 態	<input type="checkbox"/> 介護サービス施設・事業所等による直接雇用 (所定労働時間週 20 時間以上)  下記のいずれかの該当する項目に必ずチェックをしてください。 <input type="checkbox"/> 無期雇用契約である。 <input type="checkbox"/> 雇用契約期間が更新予定を含め 1 年未満で終了するものではない。

上記のとおり相違ないことを証明します。

所 在 地

事業所等名

代 表 者 名

印

様式3（第5条関係）

高 齢 第 号  
令 和 年 月 日

〇〇 〇〇 様

新潟県知事 〇〇 〇〇

新潟県介護人材確保支援事業移住支援金交付決定通知書兼額の確定通知書

令和 年 月 日付けで申請のこのことについて、新潟県介護人材確保支援事業移住支援金交付要綱（以下「要綱」という。）第5条第1項の規定により、下記のとおり交付することを決定し、移住支援金の額を確定したので通知します。

記

1 交付決定額 円

2 振込予定日 令和 年 月 日

※指定の振込口座に入金されるまでに、数日かかる場合がございます。ご了承ください。

（備考）

- 1 知事は、要綱第8条の規定に基づき、報告等を求めることがあります。
- 2 知事は、要綱第9条の規定に基づき、移住支援金の全額又は一部の返還を請求する場合があります。  
なお、備考1に定める報告等に応じない場合は、不正又は虚偽の内容で申請したものと推定し、第9条の規定を適用します。

様式4（第6条関係）

新潟県介護人材確保支援事業移住支援金交付申請内容変更届

令和 年 月 日

新潟県知事 様

令和 年 月 日付け高齢第 号で交付決定を受けたこのことについて、新潟県介護人材確保支援事業移住支援金交付要綱第6条の規定により、次のとおり変更を届け出ます。

1 変更項目（変更を届け出る項目のみ記載してください。）

項 目	変更前	変更後	変更年月日
氏 名			
現 住 所	〒 _____	〒 _____	
電話番号			
世帯区分	単身 ・ 世帯	単身 ・ 世帯	
就 業 先			
振 込 先	金融機関名： 本支店名： 預金種別： 普通 ・ 当座 (フリガナ) ( ) 口座名義人： 口座番号：	金融機関名： 本支店名： 預金種別： 普通 ・ 当座 (フリガナ) ( ) 口座名義人： 口座番号：	
そ の 他			

2 変更理由（変更項目が複数ある場合は、それぞれの項目について変更理由を記載してください。）

3 添付書類

- 氏 名 変 更：住民票の写し（マイナンバーの記載のないもの。以下同じ。）
- 住 所 変 更：移住後及び移住元の住所が確認できる書類の写し又は現住所が確認できる書類の写し（住民票など。）
- 世帯区分変更：変更後の世帯員構成が確認できる書類（住民票など。）
- 就業先変更：様式2（就業証明書）又は様式2（就業証明書）の内容を確認できる就業先発行の書類  
※変更届提出時に変更後の就業先での勤務を開始していない場合は、変更後の就業先を確認できる書類の写し（内定通知書など。）
- 振込先変更：申請者本人名義の振込先口座が確認できる預金通帳又はキャッシュカードの写し